

四日市市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月28日

四日市市長 森 智 広

1 指定納付受託者の名称及び住所または事務所の所在地

名称、所在地	
株式会社三十三カード	三重県四日市市幸町2番4号
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5番15号
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目1番22号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入の種類

博物館観覧料

プラネタリウム観覧料

3 指定納付受託者の指定をした日

令和7年3月1日

4 納付事務の遂行期間

令和7年3月1日から令和7年3月31日まで

(教育委員会事務局博物館)